

第 5 回 古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会・とりまとめ部会

- ・日 時：平成 27 年 12 月 2 日（水）19 時～21 時 15 分
- ・場 所：市役所 303 会議室
- ・出席者
 - ・部会員（敬称略）：水田、篠崎、今村、大神、本田、戸田、高村、最所（計 8 名）
 - ※欠席者：横大路（1 名）
 - ・事務局：地域コミュニティ室長、同係長、同係員
 - ・ファシリテーター：村田、今井（（株）エム環境デザインシステム）
- ・会議内容：以下の通り

1. 「はじめの一步案 ver. 2」について

- ・今までに出された意見の内容と、はじめの一步案 ver.2 への反映の考え方、解説等を記載し、これまでの検討結果が分かるようにしている。これを踏まえ、はじめの一步案 ver.2 について、以下の点を確認。

【確認事項】

- ・はじめの一步案 ver.2 の内容確認。
- ・はじめの一步案 ver.2 の内容は、今後の策定委員会の検討内容により変更することもある。
- ・住民投票、活かされる条例にするために、についてはこれまで意見として出ていないが、策定委員会で条例について学習する中で出ていたテーマであり、古賀市の自治基本条例に盛り込む必要があるのかを検討することとする。

【主な協議内容】

- ・議会の対話集会開催について、自治基本条例に盛り込む内容として記載しているが、すでに制定されている議会基本条例の中で議会報告会の開催等について規定している。今後議会基本条例についてミニ出前講座を行う予定であるが、基本的には議会基本条例の内容を尊重していくものである。
- ・自治基本条例は市民（個人・団体・企業など）・議会・行政の三者の総合力でまちづくりを行うためととらえており、意見のなかった項目についてもそのことが分かるよう各主体の項目を加え、「意見なし」と表記する。
- ・住民投票については既に法で定められているものがあるうえ、費用等のデメリットもあるため、盛り込む必要があるのか慎重に検討する必要がある。

2. 第 10 回策定委員会について

- ・第 10 回策定委員会のプログラム案について検討・確認。

【主な協議内容】

- ・今後、冒頭のとりまとめ部会からの報告・提案については、部会員が交替で行っていく。
- ・〈ミニ出前講座〉内容の案について事務局より説明（パワーポイント）。
 - ・なぜ校区コミュニティを推進することになったのかについて説明する必要がある。
 - ・共働事業の形態も説明に入れることとする。
- ・〈グループで話し合い〉
 - ・ミニ出前講座での情報共有を踏まえ、大切にしたい考え方を話し合っていくこととするが、これまでの話し合いでも行ってきており、話し合いが有意義となるよう事務局で工夫しながら行うこととする。策定委員会での話し合いの結果をとりまとめ部会で検討し、はじめの一步案 ver.2 への反映を行うこととする。

以上